



平成 30 年 7 月 13 日
株式会社 鹿児島銀行

みずほ信託銀行の相続関連業務取り扱い開始について

鹿児島銀行（頭取 上村基宏）は、みずほ信託銀行（取締役社長 飯盛 徹夫）の信託代理店として相続関連業務（遺言執行引受承諾業務・遺産整理業務）の取り扱いを開始しますのでお知らせします。

記

1. 目的

高齢化社会の進展により、お客さまの相続・資産承継に関するニーズが高まっております。お客さまの幅広いニーズにお応えするため、相続関連業務への取り組みを強化し、サービスの充実を図ります。

2. 信託代理店契約先の概要

| | |
|-------|------------------|
| 商号 | みずほ信託銀行株式会社 |
| 本店所在地 | 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 |
| 代表者 | 取締役社長 飯盛 徹夫 |
| 事業内容 | 信託業 |
| 資本金 | 2,473 億円 |

3. 代理店業務内容

みずほ信託銀行が扱う以下の業務の取り扱いをおこないます。

(1) 遺言執行引受承諾業務

遺言書作成の相談から始まり、相続発生時には遺言執行者として各種手続きをおこない、遺言内容の実現を図る業務

(2) 遺産整理業務

相続人全員からの委任を受け、相続人に代わって預貯金や不動産の名義変更など、相続に伴う様々な手続きを代行しておこなう業務

4. 取扱開始日

平成 30 年 7 月 13 日（金）

5. 取扱窓口

本支店および出張所

（種子島支店・中種子支店・屋久島支店・安房支店・大島支店・瀬戸内支店・徳之島支店・沖永良部支店・喜界支店・沖縄支店・新都心支店・東京支店・大阪支店・ネット支店・代理店を除く）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

鹿児島銀行 営業統括部 営業統括グループ
TEL：099-239-9769（ダイヤルイン）